

取付管設置申請 手続きの流れ

【申請が必要なとき】

新たに取付管を設置するとき

既設取付管を改築するとき

既設取付管を撤去するとき

適用法令等

下水道法第 16 条（公共下水道管理者以外の者の行う工事等）に該当し、管理者の承認を受けなければならない。

八王子市下水道条例施工規則第 16 条 1 項に該当、上記法第 16 条の規定により公共下水道に関する工事を行おうとする際の提出する申請書様式、第 16 号様式を定めています。

1. 取付管新設等の許可申請（第 16 号様式）

許可書の発行は申請から約 10 日間（土日祝日除く）かかります。

申請は日数に余裕をもって行ってください。

道路占用申請(市道)も併せて用意願います。(下水の受付印が必要になります。)

提出書類（2 部）【正・副で提出、副はコピーで可】

- (1) 取付管新設等申請書
- (2) 案内図
- (3) 平面図・断面図
- (4) 承諾書（私道では掘削工事および設置・引き取り後の施設の維持管理の為に所有者の承諾が必要です。）
公図写し（取付管の位置を朱色で記入願います。）
登記事項証明書の写し（所有者確認のため）
- (5) 国道・都道占用書類（国道・都道で工事を行う際に必要になります。書式・部数・必要書類については道路管理者の指示によります。）

別紙各提出書類記入例参照

2. 工事着手

工事着手前に必ず提出願います。

提出書類（1 部）【正本のみ提出、副はコピーで返却】

- (1) 取付管自費工事着手届

3. 工事完了

工事完了後、速やかに提出願います。

設置された取付管は完了報告書提出後、施設が移管されたものとなります。

提出書類（1 部）【正本のみ提出】

- (1) 取付管新設等工事完了報告書
- (2) 接続柵番号一覧表
- (3) 施工写真（確認後、返却）